

むつ市議会第226回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成27年12月15日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託】

第1 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例

第2 議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例

【議案質疑】

第3 議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

【第4～第23 議案質疑、委員会付託】

第4 議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例

第5 議案第87号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例

第6 議案第88号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例

第7 議案第89号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例

第8 議案第90号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例

第9 議案第91号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例

第10 議案第92号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例

第11 議案第93号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例

第12 議案第94号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第13 議案第95号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

第14 議案第96号 むつ市脇野沢総合運動場条例の一部を改正する条例

第15 議案第97号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第16 議案第98号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例

第17 議案第99号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第18 議案第100号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第19 議案第101号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第20 議案第102号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第21 議案第103号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例

第22 議案第104号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

第23 議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

【議案質疑】

第24 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

【第25～第60 議案質疑、委員会付託】

第25 議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例

第26 議案第108号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例

- 第27 議案第109号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第110号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第111号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第112号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第113号 むつ市墓地公園条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第114号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第115号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第116号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第117号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第118号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第119号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第120号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第121号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第122号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第123号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第124号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第125号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第126号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第127号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第128号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第47 議案第129号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第130号 むつ市奥葉研修景公園条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第131号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第132号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第133号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第134号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第135号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第136号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第137号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第138号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第57 議案第139号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第58 議案第140号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 第59 議案第141号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例
- 第60 議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例

【議案質疑、委員会付託】

- 第61 議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 第62 議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 第63 議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例
- 第64 議案第146号 工事請負契約の一部変更契約について
(脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのもの)
- 第65 議案第147号 指定管理者の指定について
(むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第66 議案第148号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第67 議案第149号 市道路線の認定について
- 第68 議案第150号 市道路線の廃止について

【議案質疑、討論、採決】

- 第69 議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第70 議案第152号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第71 議案第153号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第72 議案第154号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第73 議案第155号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第74 議案第156号 平成27年度むつ市一般会計補正予算

【議案質疑、委員会付託】

- 第75 議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第76 議案第158号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第77 議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

【報告に対する質疑】

- 第78 報告第36号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

| | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|---|----|---|---|---|---|---------------------|
| 計者務部事務局長 員長員局長 | 鹿 | 内 | 徹 | 行 | 杉 | 山 | 重 | 行 | 理會長 管業局 事務局長 |
| 理策室 委員局長 | 竹 | 山 | 清 | 信 | 工 | 藤 | 初 | 男 | 業會長 員局長 |
| 査務査務 局長 | 古 | 川 | 俊 | 子 | 川 | 森 | 浩 | 史 | 業長道長 企管水 公局下部 |
| 教育部長 | 光 | 野 | 義 | 厚 | 野 | 藤 | 賀 | 範 | 務部事務局長 策理課 |
| 務部策監整長 | 瀬 | 川 | 英 | 之 | 氏 | 家 | | 剛 | 部策監 務進 |
| 務部事務報告長 | 赤 | 坂 | 吉 | 千代 | 掛 | 端 | 正 | 広 | 健部事務局長 社理家 |
| 部事務課 | 松 | 宮 | 康 | 則 | 雪 | 田 | 一 | 彦 | 部事務課 社理福 |
| 健部事務課 | 金 | 澤 | 寿 | 々子 | 木 | 村 | 善 | 弘 | 部事務課 社理福 |
| 健部事務課 | 中 | 村 | 智 | 郎 | 角 | 本 | | 力 | 育会局事務局長 員務理學 |
| 部事務課 | 吉 | 田 | | 真 | 藤 | 島 | | 純 | 務部略長 一室長 |
| 部事務課 | 樋 | 山 | 政 | 之 | 山 | 田 | | 優 | 部金長 生年 |
| 部事務課 | 向 | 川 | | 明 | 杉 | 澤 | 一 | 徳 | 舎設長 庁建 |
| 部事務課 | | | | | | | | | 務部事務局長 策務 |

務部合課幹
策報
務部課查
策務主
総政総情主
総政総主

長 尾 寿 和
栗 橋 恒 平

育会局史館佐
員務民補
長
教委事中公館

澤 田 修 一

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

柳 田 論
佐 藤 孝 悦
村 口 一 也

次 長
主 幹
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております議案第84号から議案第142号までの使用料及び手数料見直しに伴う増収額等一覧の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案質疑、委員会付託

◇議案第83号

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。22番中村正志議員。

○22番（中村正志） マイナンバーに対する取り扱いについての議案ですが、行政では多岐にわたって個人番号を取り扱うことになると思われます。窓口で受ける人、あるいは実際にその番号

を照会したりする人等々があると思いますが、それらも含めまして、実際に取り扱うことになる職員の割合というものはどれくらいになるのでしょうか。

また、必要な事項に関しては規則で定めるとありますが、具体的にどのような規則を定めているのか、またそれはいつごろまでに定めるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

社会保障・税番号制度で個人番号を取り扱うことのできる事務は、福祉や年金などの社会保障分野、税分野、災害対策分野となっております。本条例では、4つの事務で個人番号を取り扱うこととしておりますが、マイナンバー法で定められた事務を含め、専用の端末により個人番号の確認ができる職員は48人を予定しております。全職員の比率といたしましては9.2%となっております。

なお、窓口で個人番号カードの交付や各種申請などの事務を行う職員は132人となっており、全体の25.2%となります。

次に、規則で定める事項についてであります。本条例で規定しております4つの事務に係る交付申請、事実関係の審査、台帳整備などの個人番号が利用できる事務内容と、その事務に必要な住民票に記載される情報、市民税情報などの情報を記載しております。制定する時期につきましては、本条例を御議決いただいた後に、12月中に制定する予定としております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） これまでも個人情報についての取り扱いについては十分慎重にやられてきたとは思っておりますが、今回個人番号を扱うにあたって、これまでよりも取り扱いとして厳しくなったというか、そういうふうな変化はありますでし

ようか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 市では、これまでも個人情報を取り扱う業務システム用のネットワークとインターネット用のネットワークを完全に分離した運用とし、不特定の外部につながるができない仕組みとしてございました。そういったシステムを今後といたしましては、外部からの攻撃を防ぐための通信制御ソフトやウイルス対策ソフト等も整備し、アクセス制限をするなどをいたしまして、十分なセキュリティー対策を施してまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第84号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第2 議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 今回議案で59件に上る使用料、手数料の改定の議案が出されておりますので、個々にということではなくて、まず最初に総括的な質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、公共料金の改定になるかと思うのですけ

れども、むつ市といたしまして、公共料金の決定はどうあるべきとこれまで考えてきたのか、またこれまでのように決定されてきたのか、その点について最初にお聞きしたいと思います。

次に、現在むつ市が受益者負担を求めているものとしては、分担金でありますとか負担金、使用料、手数料等があるかと思うのですが、この受益者負担に対する、これもまたむつ市の基本的な考え、スタンスはどうなっているのか、またそれらがこのたびの手数料等の改正に対してどのような考え方で臨まれていたのか。

3点目といたしまして、各施設については、今回議案で出されていた各施設につきましては、その目的はそれぞれで異なると思いますし、使用者のほうも特定される施設もあれば、多くの市民が使用しているものもございます。それらの中で、今回の使用料の改定が、ほとんどがほぼ一律10%の値上げとなっておりますが、その理由についてお聞きしたいと思います。

また、中身を見ていきますと、施設によっては改定をしても全然影響のないところもあります。やはり施設使用料あるいは手数料に関しましては、個別に利用者の状況、またその影響について考慮した上で決めていくべきものと考えますが、今回この施設ごとについてそのような点は考慮されているのかどうか。

5点目といたしまして、具体的にになりますけれども、議案第84号につきまして、督促状1通当たりの費用、要は原価、これを出すに当たったの費用はどれくらいかかっているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

基本的な考え方については、私から説明をさせていただきます。

まず1点目、公共料金の決定はどうあるべきか、むつ市ではこれまでどのように決定してきたのかと、受益者負担に対する2点目のむつ市の基本的な考え方、スタンス、このたびの手数料等の改正に対しての考え方、これにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、市が行政サービスを提供するためには費用がかかりますが、その費用の大部分を公的負担にしてしまうと、サービスを利用しない人の税金までも含まれてしまうため不公平が生じないように配慮しなければならないものと考えております。このため、サービスを利用し、利益を受ける特定の受益者の方々に利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない人と負担の公平性を図ることが必要となりますことから、施設の使用料におきましては、サービスの性質や類似施設間のバランス、施設の実情、維持管理コスト等を考慮して計算することとしております。

今回の使用料及び使用料の改定に関しましては、財政健全化に向けた重点事項として、この中期見通しに掲げております財源対策8項目を着実に実行し、早急に財政の立て直しをする必要があるとの判断から、平成28年度予算編成方針との整合性をとりながら、各種使用料及び手数料に係る受益者負担の適正化を図ることで、あわせて自主財源の確保のため、このたびの見直しを行うこととしたものであります。

お尋ねの3点目でありますけれども、使用料についてほとんどが一律10%の値上げとなっている理由についてであります。このたびの使用料及び手数料の見直しに当たりましては、基本的に全ての使用料及び手数料を対象とし、全面的な見直しを図ることとしたものであります。見直しに当たりましては、引き上げの水準をどれぐらいにするのが妥当であるかを受益者負担の適正化と自主財源の確保を図ることを前提として、県内各市の

みならず、全国の自治体の状況等を把握した上で、市民の皆様への過度なご負担とならないよう協議、検討を重ね、10%程度の引き上げの水準が妥当ではないかとの結論に達したものであります。

お尋ねの4点目でありますけれども、個別の利用者の状況、またその影響について考慮されたのかということでもありますけれども、検討の過程におきましては、各施設の利用者数、どのような方々が利用しているのか、施設の維持管理にどのぐらいの費用を要しているのかを把握し、また値上げした場合の個人の負担増を、私も職員も市民でありますから、自分のこととして皆様と同じ目線で検討するとともに、他の自治体の類似施設と比較し、料金が過大とならないなど総合的に検討して引き上げ額を決めております。

さらに、利用者がある程度特定されている施設、例えば牧野や畜舎、野菜集荷貯蔵施設、児童館等につきましましては、見直しの理由や内容等について利用者の皆様や運営協議会にご説明を申し上げます。

お尋ねの最後でありますけれども、督促状1通当たりの費用については、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 督促状1通当たりの費用はどれくらいかかっているのかについてお答えいたします。

市税等を納期限までに納付しない場合は、納期限後20日以内に督促状を送付し、本来の納付額に督促手数料が加算されることとなります。督促状の送付に係る費用は、過去3年の発送件数等をもとに積算しますと、人件費、印刷製本費、物件費、郵便料等を含め、1通当たり約205円となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志）　まずは、総体的な部分につきましてお話を聞かせていただきました。

受益者負担の見直しという形で市民の皆様新たに負担を求めることに対して、これまで行政では経費の削減、事業の見直しなど最大限の努力をしてきたことは市民の皆様も理解している部分があると私は感じております。ただ、やはり新たに負担を求めるということになりますと、そこには明確な考え方がやっぱり必要なのだろうなというふうに感じておりますが、今の説明でありますと、どうもちょっとその部分が希薄なような感じをしております。料金、手数料や使用料を決定するに当たって、こういうふうな手順でといたしますか、こういうふうな原価を求めて費用を出して、その上で市民の皆さんにこれぐらい負担していただきましょうというふうな考え方が、統一した考え方があってしかるべきなのではないかと思うのですが、どうしてもちょっとその部分が薄いように感じました。

行政が行うサービスでいきますと、いろいろあるかと思うのですが、今回のように使用者に負担を求める場合は、やはりその施設ごとに割合が変わってきていいのだろうなというふうに思っております。今回みたいな一律10%という考え方、先ほど引き上げる水準をどうすればいいのかというふうなことで一律10%というふうにお話を伺いましたけれども、そうではないのだと考えるのです。施設によってこれくらいかかります、これくらいは市民の皆様にご負担をしていただきたいと思いますという考えがあって、それぞれの使用料が決まるべきなのだと思いますが、それを一律10%。よく行政がやりますよね、補助金の一律10%削減とか、そういうのとどうしてもダブって見えてしまう。なので、今後やはりこれからいろんな場面で市民の皆様にご負担をいただかなければいけない場面が出てくる。それに対してのきちんとした考え

方を示す必要があると思います。その点について、再度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎）　市長。

○市長（宮下宗一郎）　中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、一律10%というのは、これ結果でありまして、これがありきということではないということでご理解をいただきたいと思います。我々の検討過程の中では、まず全国の自治体の状況を把握した上で、財政状況が逼迫している当市の利用料、手数料としてのその妥当性があるかどうかということがあります。それから、個別の施設について利用者の数、そして我々の費用負担、さらにはその方々が利用するイメージを持ちながら、これぐらいであれば負担増でも大きな影響はないだろうということ判断して、1個1個丁寧に議論した積み上げの結果として今の条例の提案ということになっています。したがって、料金を据え置いている部分もありますし、10%以下の値上げの部分もありますし、10%以上値上げしている部分もあるということでありまして、全体として見ればおおむね10%アップだということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎）　22番。

○22番（中村正志）　サービスいろいろあると思うのですけれども、市民の皆様が日常生活においてほとんどの人が必要とするサービス、これは負担はゼロでいいのだろうなというふうに思っておりますし、あるいは市場原理によって、民間においても同様のものが提供可能なサービス、これはある程度の負担を市民に求めてもいいものだというふう考えています。なので、やはりサービスの中にもその割合の度合いがそれぞれ違ってくると思うのです。やはりその辺をきちんと考えてといえますか、その辺についての市としての基本的な考え方をきちんとまとめる、今回を契機にまとめ

るべきなのだろうというふうな感じをしております。

そこで、若干ちょっと細かくなりますけれども、今回の改定によりまして、中には10円、20円というふうなものもございまして、大きいものだと1,000円を超えるものもあると。その幅はそれぞれによって違ってまいりますし、1,000円を超えとなると相当大きなものがあるのだろうなというふうな感じをしております。そこで、10円、20円の少額なものはいいかとは思いますが、大きいものに関しては激変緩和といったような、そのような方法もとられるべきではないかと受けとめたのですが、そのあたりについて改正をするに当たってどのような議論があったのかということをお聞きしたいと思います。

施設の使用料につきましては、減免というものが各施設あるかと思えます。減免や免除の取り扱いの根拠については条例とか規則、あるいは要綱で決められているとは思いますが、その軽減の割合、あるいは金額についても私が受けとめているところでは、各施設ばらつきがあるように感じしております。受益者負担の公平性、公正性を考えるのであるならば、やはり減免につきましても取り扱いの基準の統一を図りまして明確にすることが重要なのではないかなと、今回の提案を受けて改めて感じました。その点につきましてどのような議論があったのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、激変緩和については、これは十分に考慮してございまして、この条例の中でも複数の施設で激変緩和の措置を講じているということだと思います。これは、個別の議論になりますので、総論としてそういうふうなことは言えます。

もう一つは、減免措置の取り扱い基準の明確化

ということではありますが、これもやはり合併をして、いろんな施設があって、旧町村とむつ市の施設の中での減免措置の基準というか取り扱いが違ふところがたくさんあるということは、我々としても今回の料金改定以前から承知していたところでありますけれども、やはり今後はそういったところもしっかりと今ご指摘受けましたので、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 3点ほどよろしくお願ひします。

まず、今回議案第84号から議案第142号、59議案が値上げ議案だということでもあります。理事者のほうからは条例の一部改正議案の参考資料という、これ大変すばらしい資料を提供いただいて、本当に見やすくすごい資料だと思っております。

この資料によりますと、一番値上げの影響が大きいのが議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例であります。これによって住民票だとか印鑑登録証明交付手数料、あと資産、所得、課税、納税証明交付手数料などが50円値上げされて大体360万円の増収と、そういう影響があるというのが一番大きいのであります。今回の59議案の値上げ議案によって、提案理由としては行政需要に対応できる財政基盤を確立するというふうな提案理由なのです。この提案理由のやっぱり数字的根拠をしっかりと提示してもらいたいなど。この参考資料で私も計算すると、全体で大体2,000万円弱増収になると。毎年これから2,000万円の増収になるのですが、この2,000万円で行政需要に対応できる財政基盤がしっかり確立するのかどうか、そういうところもきちんと数字的に根拠を示

していただきたいなというふうに思います。

この提案理由を逆に読みますと、では逆に財政基盤が確立されないと行政需要に対応できないのかというふうに受け取るのですが、そもそも行政需要に対応できるように、国のほうとしては地方交付税というのをきちんと各自治体に交付して、全国自治体によって極端なサービス利用料の負担がないようにということでそういうふうな配慮を国のほうはしていると。だから、むつ市だけが財政が悪くてそういうサービスが提供できないということは、まずあり得ない世界なのです、自治体というのはきちんと地方交付税というのを国のほうでは提供しておりますから。ですから、そのところをきちんと数字的に根拠をお聞きしたいなというふうに思います。

そして、2点目ですが、手法ですよ。この59議案、市長が号令かけて全部見直しということでないと、こういうふうな形の一気に59議案値上げするというふうな手法しかできなかつたのかどうか。一つ一つ議案をチェックして、例えばもう30年前に料金改定しただけで、その後ずっと見直しされていらないというふうなものであれば、そろそろほかの自治体もこういう水準になるのだからこっちも合わせようというふうなのはあってもいいのかなとは思いますが、こういうふういきなり今全部見直しされて値上げされるというふうな手法が、それしかなかったのかなというふうに思うのですが、そのところをお聞きしたいなというふうに思います。

それと、59議案の改正で、最初に言いましたけれども、財政基盤というのが毎年毎年2,000万円の増収ということで財政基盤が確立するというふうになるのかどうか。そのところを、まずこの3点お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

まず、行政需要に対応できる財政基盤を確立するという提案理由の数字的根拠についてであります。むつ市財政中期見通しでお示ししておりますように、何の財源対策も講じない場合、平成32年度決算において累積赤字が20.7億円に達するとの見込みとなっておりますことから、これが数字的根拠となるものであります。つまりこのようにならないようにするための対策の一つとして使用料及び手数料の見直しに係る条例改正案をご提案したところであり、こうした取り組みを着実に進めていくことが、すなわち財政基盤の確立につながるものと認識しております。

次に、一度に59議案の改正という手法しかなかったのかについてであります。今回の使用料及び手数料の見直しにつきましては、本市が定めた全ての使用料及び手数料を対象に検討したものであり、どれかに偏った改正は、利用者にとりまして逆に不公平ともなりますことから、全体的に見直すこととしたところであります。

次に、59議案の改正で財政基盤が確立するののかについてであります。むつ市財政中期見直しには、健全化対策として公共施設のあり方の見直し、投資的経費の見直し、使用料等受益者負担の適正化ほか5項目を挙げておりまして、使用料及び手数料の見直しは、その一つの対策でありますことから、これのみでは財政基盤の確立が達成できるものではありませんが、それが累積していくことで、確実に効果としてあらわれてまいります。

また、この見直しの中で並行して各施設の利用実績や実態の詳細について把握することができましたので、現在進めておりますファシリティマネジメントとの関連を持たせながら、費用対効果の観点からも施設の存廃等につきまして検討を急がなければならないものと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 財政中期見通しだと、5年後

に21億円、22億円弱の赤字になるから、これ私一般質問でいろいろやりましたが、そういう見直しだから手をつけられるところから手をつけるというので、そういうふうな数字的根拠を言われましたが、私もいろいろ市民と話をして、いや、値上げで2,000万円ぐらいの負担になるよというふうなことを市民といろいろ話をしますが、市民はそのぐらいの金額だったら支出を削ればいいではないかというふうな声結構多いのです。これは、私もそういうふうには思っております。こういうふうな市民負担を求めながら、片やその支出のほうで、例えば平気で4,000万円とか4,500万円のトイレをつくっていただくか、これから市民体育館をつくるというふうなことも言っている。では、体育館を何億円でつくるのか。その何億円の中で2,000万円とかそのぐらいの金額を削っていったらいいではないかと、こういうふうな市民の声があるのです。だから、支出のほうをもっともっと見直すべきところがあるのではないかというのが市民の声です。ですから、まずやっぱりそういうところを見直ししてほしい。そういうのをきちんと見直ししない限り、やはり市民負担というのは、市民の理解は得られないのではないかなというふうに思っております。

それと、今回の59議案の改正、一気にやったのですが、私先ほど言ったように、今までの料金というのはそれなりに理由があるわけですね。住民票だとかそういうのが300円、何かもっと高いのも600円のやつもあるけれども、その金額は、やっぱりそれなりに根拠があって300円とか600円が決まっているのです。だから、その根拠がどうしてその300円になったのかと、それを何で今回変えなくてはいけないのか、そここの理由がきちんと整合性あれば、何も市民はなるほどなと理解すると思います。だから、今回ただ財政が大変だから値上げする、ではもっともっとこれか

ら財政が大変になったら値上げするののかというふうな発想になるのです。だから、そうなるのは困ると、市民としては。今回の財政、悪い責任は何も市民にはないです。市民は、一生懸命税金を払って、この市の地域のためにみんな一生懸命生きている。財政悪くなった責任は市民にはない。だから、そういう意味では市民に負担を求めるときは最終手段としてやっぱり臨むべきだなと私は思っております。ところが、今回早速もう市民負担を求めてしまった。それ以外にももっともっと先に見直しするべきところはあるなど、私は心の中でいろいろ思っていますが、そここのところを、やっぱりきちんと見直しするということも、もう少し市長のその考え方をお聞きしたいと。市民に負担をやる前に、もっとやっぱり見直しすべきところがあるのではないかと、そここのところをどういうふうにして内部で検討したのかという市長の考え方をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） いつもながら、何か我々が何もしていないかのようにご質疑をされますけれども、我々としては平成25年度から定員の削減ということで、職員数を32名減らしています、まず。それに加えて、昨年からでありますけれども、特別職市長の給料を15%削減、副市長、教育長、公営企業管理者の給料を10%削減、これは3年間の措置であります。そして、財源が足りないということで一般職の給与についても、これは大変私としては心苦しいわけでありまして、3%削減、管理職の手当を30%から50%削減した。さらに、歳出の見直しということでは、補助金については、昨年これも非常に市内の方々に迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、10%を一律に削減をさせていただいて、ことしはもっと大変な状況にありますので、補助金がゼロになる団体なんか

も、これは今想定をしているという状況であり
ます。

さらに、これからの見通しでありますけれども、
当然のことながら、今費用負担が大きい施設とい
うのが今回の手数料条例で一律に見て明らかにな
ったところでもありますので、ファシリティマネジ
メント、これは来年度に個別の計画をつくってし
っかりやっていくということでもありますけれど
も、赤字となっている施設については、これは少
しずつ閉鎖なり廃止、あるいは統合ということを
やっていかなければいけないというふうに思いま
すし、今後ではこの手数料がなお上がらないのか
といえ、激変緩和で今一時踊り場にあるような
料金、手数料については今後も引き上げを検討し
ていかなければいけないというようなせば詰ま
った状況に我々の市政が置かれているということ
については、私は繰り返し説明をしているという
ようなことで考えております。

それから、2点目の料金についてはそれまで根
拠があってやっていることではないかということ
でありますけれども、それは十分に我々も認識し
ておりまして、個別の料金の条例の改定の中で皆
さんと議論をしていきたいなというふうに思っ
ております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 何度も言いますが、財政が悪
い原因は市民にないわけです。ですから、その
ところをしっかりと認識しながら、こういう負担を
求める場合は一番最後にしてもらいたい。その
前にやっぱり見直すべきこと。それは今の市長の
代では、変な使い方というのは余りないですが、
ただこれから市民体育館をつくるかということ
に臨んでおりますが、市民の話を聞けば、そう急
ぐものでもないのではないかという声もありま
す。ですから、財政が大変なのであれば、そこは

もう少し延ばしながらも、やっぱり市民に負担を
かけない形で臨んでほしいというふうに思いま
す。そのところもしっかり内部で議論して、と
にかく市民の負担が一番最後、その前にやるべき
ことがあるし、延ばしてもいいものであればきち
んと延ばして、そういう大型公共事業は無理をし
ないと。やっぱりこういう姿勢が、今それこそ財
政危機にあるのであれば求められるのではないか
なというふうに思いますので、そこをしっかりと内
部で議論してくださることをよろしく願って
私の質疑を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑
を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案質疑

◇議案第85号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 議案第85号
むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。22番中村正志議員。

○22番（中村正志） 議案第85号、先ほども総括で
お話をさせていただきましたが、若干言い足りない
部分もあるのでありますが、まずこの議案第85号
につきましては、証明書等の手数料の改定という
ことですが、他の使用料に関しては10%
だったのですが、今回この証明書の手数料の改定

は50円というふうになっております。その50円の根拠をお示し願いたいと思います。

また、証明書1通作成当たりの費用というのはどのくらいかかるものなのでしょうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

証明書等手数料の改定は、なぜ10%ではなく50円にしたのか、それから証明書1通作成費用はどのくらいかかっているのかとのお尋ねでございますけれども、住民票など諸証明に係る手数料につきまして、その事務処理に要した費用を積算したところ、現行の手数料より50円以上の費用を要しておりましたことから、押しなべて350円の設定としましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） これに関しては、きちんとした根拠があって、その値段ということで十分理解できるものだと私も今の説明を聞いて感じましたので、議案第85号に関してはいいのかなというふうな思いをしております。

先ほどちょっと舌足らずなところがあったので、今回の料金、手数料の改定、使用料の改定につきまして、やはり考え方とすれば、今後行政が担う部分、あるいは地域が担う部分、あるいは市民、個人が担う部分、その区別をきちんとしていかななくてはいけないのだろうなというのが今回の提案を聞きまして、私大きな部分で思ったところでございます。その部分を市民にもわかる形で、市民と一緒に、その部分を決めていく、そういった形で市民の皆様に負担を求める部分を求めていくという形が進め方としていいのだろうなというふうに感じております。質疑ではないですね、済みません。これでやめます。

○議長（浅利竹二郎） 答弁を求めているのですか。どなたか、今の答弁。

（不規則発言あり）

○議長（浅利竹二郎） もう要らない。はい。

これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

なお、議案第85号については、12月22日に討論及び採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4～日程第23 議案質疑、委員会付託

◇議案第86号～議案第105号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例から、日程第23 議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例までの20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 議案第88号は、むつ市脇野沢地域交流センター条例の値上げの議案であります。これは大体年間延べ利用者数が4,321人で、料金改定による増収額がゼロ円、そして使用料の減免の状況が、社会教育との利用目的のため全て

減免とか、それとあと議案第96号のむつ市協野沢総合運動場条例、これは年間の延べ利用者数1,635人で、料金改定による増収額がゼロ円、これも社会教育活動での使用のため全て減免とかという、これと同じような議案が全部で10議案、値上げ議案の中に含まれておりますが、提案理由では行政需要に対応できる財政基盤の確立のためということでありまして、増収はゼロという議案であります。ですから、提案理由と内容が一致しないのではないかなと、ちょっと私は思いますから、そこのところの理由をお聞かせ願いたいと思います。わざわざ提案する必要もないのではないかなというふうに思いますので、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

行政需要に対応できる財政基盤を確立するという提案理由だが、増収はゼロであり、ほかにも増収ゼロの議案が9本ある、提案理由と内容が一致しないということで、これらは意味のない提案ではないかについてでございますけれども、提案理由では、行政需要に対応できる財政基盤を確立するとともに、使用料等に係る受益の負担の適正化を図るためのものとしておりまして、手数料に係る受益者負担の公平性につきましても、見直しの理由に掲げておりますことから、内容としては合致するものと考えております。

また、財政基盤の確立という観点から見た場合、これまで実績がないものの、今後において使用が見込まれることも当然想定されますことから、提案理由と内容は一致するものと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 再度確認なのですが、結局今後利用が、利用というか、有料での利用が予想されるということでありまして、今回の改正提案

となったということですが、そこのところがちょっと私たちもはっきりしないと、この議案に対して反対すべきか賛成すべきか、なかなか判断がしづらい部分があるのですが、これは例えば今後料金が予想されるというのは、市民でなくて市外の人が例えば利用した場合にそういう有料で増収になるというふうなものがほとんどだというふうに考えていいのか。例えば今後増収が予想されるという場合は、例えばどういう場合なのかというのもちょっとあわせて、10本あるのですが、全部答えるのもなんですから、一、二例でよろしいので、ちょっと教えてもらえればなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

先ほど横垣議員がおっしゃられたとおり、市民の方以外の方が使用される、あるいはまた宗教的なものに使用されるとか、そういったものを、これまではそういう利用はなかったのですが、今後そういう利用が想定される場合にはということで改定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、24番濱田栄子議員。

○24番（濱田栄子） 議案第103号について質疑いたします。これは児童館条例の一部を改正する条例ですけれども、先ほど市長も全般的な値上げについて、児童館についてもちょっと触れられておられました。そして、児童館については利用者に説明をしているというお話でしたが、私も私の観点からお尋ねいたしたいと思います。

この児童館は3館ありまして、正津川児童館は幼児保育と学童保育を行っております。中島児童館は学童保育のみで、湯坂下児童館は休館となっております。3館ありますけれども、こういう状況であります。

それで、2点ほどお尋ねしますけれども、学童保育では、今回の値上げは利用者さんが500円の値上げになっております。幼児保育のほうでは7,500円が8,250円で月750円の値上げ、そして学童保育では、これまで500円だったのが1,000円の利用率となっております。今回子供が対象の施設としては、この施設だけの値上げが今提案されておりますけれども、学童保育というのは、市内ではなかよし会と同じような働きをしていますけれども、まず1点目として、学童保育と市内のなかよし会との整合性ということをお聞きいたします。

それから、2点目に説明はしたとのことですが、保護者は納得したのかということで2点お伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お答えいたします。

まず、なかよし会との利用料金の整合性についてであります。当市のなかよし会はむつ市放課後児童健全育成事業実施要綱で、利用率につきましては無料と定めているところでありますが、それぞれのなかよし会におきまして、その活動に係る経費、あるいはおやつ代など、月2,000円を実費として徴収しているところであります。一方、児童館ではそうした活動の経費やおやつ代につきましては、市の予算で賄われておまして、それに相当する分として受益者公平負担の観点からいえば、本来であればなかよし会同様のご負担をいただかなければならないところであろうと存じます。しかしながら、これまで月500円という金額でありましたので、急激な負担増を避けるため、月1,000円としたところであります。

今後におきましても、類似事業との整合性をとりながら、受益者負担の適正化を図ってまいりたいと存じます。

次に、保護者に対する理解は得られているのか

についてであります。児童館には運営協議会というものが設置されておまして、学識経験者のほか各種団体の代表者として中島、正津川、現在この2館しか開館しておりませんので、この2館のそれぞれの地区の母親クラブの代表者の方が委員として含まれております。去る10月29日開催のむつ市児童館運営協議会におきまして、使用料改定の方向性についてご説明を申し上げ、一定のご理解をいただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 学童保育の部分でなかよし会と比べますと、こちらの児童館のほうがおやつ代の利用率も少ないということわかりました。ですけれども、ある意味児童館、大畑の地域ではキッズパーク的要素も持っております。むつ市内までは来れないまでも、大畑地域としてはそういう形で運営してきました。その辺のところも考慮しながら、これから運営に当たっていただきたいと思っております。

また、母親クラブの方たちに参加していただいて、運営協議会で説明したということですが、お母さん方が集まった際にも、そういうことを詳しく理解を得られるように説明をしていただきたいなと思っております。やはり値上げに関しましては、市民の皆様、先ほど横垣議員が話していただきましたけれども、ただそのことしか見えない部分がございますので、やっぱり全体的なものの説明をしながら、今こういうご負担を願いますという形でお願いしてほしいなと思っております。

答弁は結構ですので、これで終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第105号までは、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

◎日程第24 議案質疑

◇議案第106号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第24 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例、これは委員会付託されませんので、ここで何点かお聞きしたいと思います。

まずは、今回の値上げになる施設、管理施設で、指定管理団体を指定している施設が数多くあります。そのことについてお聞きしたいと思います。まずはこの指定管理団体の指定を受けているところの使用料が値上がりするということで、イコール指定管理団体の増収につながるのかということでもあります。提案理由では、市の財政を少しでもというふうな理由でありますので、当然指定管理団体の収入ではなく市の収入になるものと思いますが、そのところの説明をお願いしたいと思います。

2点目は、そもそも指定管理団体の収入源になっている使用料というものは、条例で定めた使用料ではなく、指定管理団体が独自に決めることのできるシステムになっています。例えばこのたび条例により使用料を値上げする、または今まで無料だったのが料金を徴収するというふうになった

場合、指定管理団体が独自の考え方で要らないということになった場合、その手続等のやり直し等が必要なのかどうかお知らせを願いたいと思います。

3点目は通告していませんが、ちょっと細かくなりますけれども、この都市公園で陸上競技場の関係があります。条例の今の改正でいくと、使用料を徴収するというを前提に使用時間が5時までということになりました。5時以降は使用できなくなるのか。そして、今まで無料だったおかげで予約等が必要なかったのですが、有料ということになると、予約または申し込みが必要となると思いますが、そのところの使用する住民の皆さんへの説明、どういうふうにするのか。さらに、大会等の場合、前日練習とかで外部の人たちがたくさん来て練習をします。そういう場合、市民と外部との使用者との使用料の格差、どういうふうを考えるのかお知らせを願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 議員のお尋ねにお答えします。

1点目、使用料の値上げにより、指定管理団体の収入がふえることについてでございますけれども、本条例で規定しておりますむつ運動公園及び大畑中央公園とも利用に係る料金を指定管理者の自らの収入とする利用料金制を取り入れていることから、条例改正に合わせて指定管理者が利用料の引き上げを行った場合、指定管理者の利用料金収入はふえるものと考えております。あわせて、今般の使用料改定に伴い指定管理料を積算し直すこととしておりますので、指定管理料は減額されるものと想定しております。

次に、指定管理団体が使用料を見直す場合、指定管理契約の変更または契約やり直しの手続が必要なのかのお尋ねでございますけれども、指定管理団体とは基本的な事項については基本協定を

結んでおり、指定管理料など年度ごとに定める部分につきましては、年度協定で定めております。したがって、指定管理料につきましては、指定管理者と協議の上、年度協定で定めることとしております。

次に、通告のないお尋ねの部分の1点目、陸上競技場については5時以降使用できなくなるのかとお尋ねであったと理解しておりますが、照明等がないものですから、それについては今までどおりと同様に、基本的には利用できないということになります。

次に、申し込みの部分ですが、これまでも管理事務所等を通して申し込みを受けて利用しておりますので、その取り扱いについては今後とも変わらないということになります。

あと前日の大会等についての練習とか、また一般の市民の方との利用料の格差的なお尋ねだと思えますけれども、これにつきましても、やはり公の施設を使う場合には、当然使用の申し込みをして、その許可を得て使用しておりますので、その取り扱いについても何ら人によって変わることはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 指定管理団体の増収に、値上げによってはならないということだと思います。つまり値上げをする分は、先ほども申し上げましたが、市の増収に寄与するために値上げするという理由の観点から、当然その分増収にならないで減額して管理費を交付するということだというふうに理解をしました。ということは、先ほども申し上げましたが、指定管理団体が、減収になってもいいので、無料で使わせたいと、今までどおり。経費を節減して、その分今値上げの分を行政側は減額するというふうな話になったとしても、減額されても使用する方々には無料で貸し出しをした

いというふうになった場合、どういうふうな対応になるのかをお知らせ願いたいと思います。

細かいというふうな前振りされましたが、使用時間5時までというふうなことが今までどおりだということですが、今までは使用料を取っていなかったおかげで、5時以降でも使えるようになっていました。それは、陸上競技を愛好する人だけではなくて、体を動かす体力増進の市民の皆さんも多数使用していたということは事実であります。料金を取るというふうなことによって5時以降使われなくなるということは、それは今市が目標としている健康増進に反するのではないかというふうに思っていますので、その解釈をもう一度お願いします。

もう一つ、お金を取ることによって予約をしないと使えなくなるというふうなことになると、今まではいつでも自分の都合で行って運動ができたという素晴らしいシステムが壊れることになります。そこのところについて、どういうふうに考えて提案したのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目です。指定管理団体のほうで独自に減額してということのお話ですが、指定管理者は条例の範囲内で、その利用料を決めることが市の承認のもとではできます。今回の場合も、条例のほうで使用料を引き上げしても、それに従わずに自分のほうの判断で利用料を例えば現行のままにするとか無料にするとかということは当然できます。その場合でも、市のほうでは、繰り返しになりますが、今般の使用料改定に伴いまして指定管理料を積算し直すこととしておりますので、通常であれば指定管理料は減額されるものと想定しております。その辺も勘案して、指定管理団体が使用料を例えば減額するとか無料にするとかということ

は当然できるということでございます。

2点目、5時までの件ですが、それは基本的には市のほうの管理の外で行われていたものと考えております。その辺につきましては、ちょっと今管理をしている指定管理者のほうとも十分協議して、今後の取り扱いについて定めていきたいものと考えております。

3点目の予約するというので、今までの取り扱いと違って非常に不便になるのではないかというお尋ねでございますが、今までも予約というか申し込みをして使用していただいているということがございますので、その取り扱いについては今後とも変わらないとの認識でございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 事務的な話をしているのではなくて、現場、実際そこを利用している人たちがどういうふうになるのかということの話をさせていただいております。料金を取ることはだめだとは全然思っていないし、今までも何回も市長からも言われましたが、財政に少しでもというふうな理由であれば、使用料は払うのは当然だというふうに思っています。しかしながら、その料金を払うことによって不便になることは、これは市民の皆さんは誰も望んでいないということだと思えます。私もそういうふうに考えています。料金を取るによって不便になるということであれば、我々はそれはやめてくれというふうなことになるし、逆に料金を払うことで、さらに使いやすくなるというふうなことにならないと、これはなかなか理解は得られないのだろうなというふうに思います。

部局の担当の皆さんは、現場にもよく行かれていますので、現状はご存じだと思いますが、むつ市の陸上競技場が青森県で唯一無料で利用できる、すごい長年、何十年も前から無料で

利用できるということは、やはり競技の普及または振興に相当寄与しているというのはみんな理解をしているわけです。それを、料金を払えばだめだというふうな話は、繰り返して申し上げますが、取ってもいいのです、もっと取った以上利用価値のある、利用しやすいように、誰でも今まで自由に使えるようなシステムをつくっていかないと、これはやはり対価として取るべきではないというふうに私は考えています。市長、お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、総論ですけれども、齊藤議員には十分ご理解をいただいていると思いますが、今のいろんな議論の中で少し考えていたことを、せっかくですので、ご意見させていただきたいと思っておりますけれども。

まず、今回のこの値上げということですが、当然財政のことはございます。ですけれども、これ受益者負担というものをもう一遍考えてみましょうよという意味でのこの料金改定、手数料の見直しだというふうに捉えていただきたいと思います。先ほど来市民に負担を押しつけるだとか、あるいは負担ばかり押しつけてどうだとか、そういうような議論はありますけれども、考えてみれば、その負担の裏には必ず受益というか利益があるわけでありまして、では例えばですけれども児童館、さっきありました、1,000円ということになりましたけれども、これ実は1人当たり18万円かかっているわけです。ですから、その分の補助金を1人ずつ出しているということを考えれば、今なお我々は手厚い補助をしているというふうにも捉えられるわけでありまして、その多くがほかの使っていない方々からの税金で得られているということでもあります。

ですから、私がまず申し上げたいのは、今回は負担を求めるということだけではなくて、その裏にある受益というものの考え方をやはりしっかり

と見直しましょうということでもあります。そして、今の運動公園の議論については、これは実は私も使っています。人がいなくなってから、5時以降に使うことが、これ多いです。今回60円の負担をお願いする。娘と行くと90円になります。正直十円玉いっぱい持っていくのは大変だという思いはありますけれども、だけれども、今いろんなご指摘いただきましたし、これから現場の指定管理している団体と協議をしながら、やはり利用者でできるだけ迷惑をかけないような、これまでと同じような使い方ができるような形での運用にしていこうということやっていきたいというふうに思いますし、我々健康増進だということで、ことし1年頑張っただけだったので、そういう運動公園は核になる施設だということで我々も思っています。多くの人々にこれからも使っていただけるような施設となるよう運用には十分に気をつけてまいりますというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第106号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第106号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

なお、議案第106号については、12月22日に討論及び採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第25～日程第60 議案質疑、委員会付託

◇議案第107号～議案第142号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第25 議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例から、日程第60 議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例までの36件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号から議案第142号までは、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

ここで、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第61～日程第68 議案質疑、委員会付託

◇議案第143号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第61 議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第143号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第143号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第144号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第62 議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第144号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第144号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第145号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第63 議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第145号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第145号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第146号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第64 議案第146号 工事請負契約の一部変更契約についてを議題といたします。

本案は、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第146号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第146号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第147号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第65 議案第147号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第147号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第147号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第148号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第66 議案第148号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、川内第1牧野外1施設の指定管理者を

指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第148号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第148号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第149号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第67 議案第149号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第149号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第149号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第150号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第68 議案第150号市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第150号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第150号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長(浅利竹二郎) この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

3 番佐々木隆徳議員を指名いたします。

◎日程第69～日程第74 議案質疑、討論、採決

◇議案第151号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第69 議案第151号むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員のうちから選任する監査委員に佐々木肇氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第151号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第151号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第151号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについての採決に関して

は、川下八十美議員外2人から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(浅利竹二郎) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(浅利竹二郎) 投票用紙の配布漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(浅利竹二郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と、点呼に応じ順次記載台で記載のうえ投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼をいたします。

○事務局長(柳田 諭) それでは、お名前を読み上げます。

3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて記載し、投票願います。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(浅利竹二郎) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(浅利竹二郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番東健而議員、16番半田義秋議員、18番齊藤孝昭議員を指名いたします。

よって、10番東健而議員、16番半田義秋議員、18番齊藤孝昭議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(浅利竹二郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成 9票

反対 13票

以上のおり反対が多数であります。よって、議案第151号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについては否決されました。

◇議案第152号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第70 議案第152号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月25日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に村中一文氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第152号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第152号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第152号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第152号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第153号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第71 議案第153号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に川向常寛氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第153号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第153号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第153号は委員会への付託を省略する

ことに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第153号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第154号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第72 議案第154号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に鴨澤信幸氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第154号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第154号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第154号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第154号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第155号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第73 議案第155号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、来年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に鶴ヶ崎猛氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第155号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第155号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第155号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

◇議案第156号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第74 議案第156号 平成27年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 議案第156号 平成27年度むつ市一般会計補正予算について、2点質疑させていただきます。ページは、13ページになります。

まずは、法人立保育園運営費、これは約1億2,200万円、あとは幼稚園・認定こども園施設型給付費、これは約7,100万円増額する補正でありますので、この説明をお願いしたいと思います。

2点目は、生活保護費と国庫負担金返還金を一般財源から返還するというふうなことでありますので、この説明もお願いしたいと思います。

○議長(浅利竹二郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(畑中秀樹) お答えいたします。

まず、法人立保育園運営費及び幼稚園・認定こども園施設型給付費を増額する理由についてであります。保育運営費につきましては、市内14カ所の保育園に支給しているところであります。今回の補正の主な要因といたしましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まったことにより、当初予算におきましては、国が示した仮の公定価格で運営費を積算したところであります。しかしながら、平成26年度末の最終段階で国が示しました公定価格が約10%増額された高い水準となったため、その差額分について増額補正するものであります。

また、認定こども園等の5園に対する施設型給付費につきましても同様に、国の示していた仮の公定価格が最終的に10%ほど増額となったこと、また給付費算定の一部となります利用者負担額が見込みより下回ったため、その差額分について増

額補正するものであります。

次に、生活保護費等国庫負担金返還金についてのお尋ねにお答えいたします。まず、生活保護は国の法定受託事務として市が実施しているところでありまして、生活保護扶助費として支出しております費用のうち4分の3を国が負担し、残る4分の1を市が負担する制度となっているところであります。議員お尋ねの返還金につきましては、平成26年度において支出しました生活保護費について、国庫負担割合において精算した結果、前年度概算交付時点の見込みより過少となったことにより、その4分の3について返還する必要があるものでありまして、市として負担金を多く受け取っていた分を国に返還するというものであります。

なお、財源が一般財源となっておりますのは、生活保護費を決算するに当たり概算交付された国庫負担金の額により一般財源充当額を増減調整しており、過大に国庫負担金が交付されたことにより充当されなかった一般財源より返還するためのものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 法人立保育園または幼稚園、認定こども園に増額、国の子育て支援の補正ということですが、この金額をこのたび補正することによって、この施設運営またはお世話になっている子供たちにどのような影響があるのかをお知らせ願いたいと思います。

生活保護費の返還金については、見込みが違ったということではよかったのかどうか、ちょっと詳しく聞き取れませんでした。一般財源からこれほどの約6億8,000万円返還するということは、やっぱり財政にとっては痛手になると、厳しいということもありまして、なぜこういうことになるのか。毎年、たしかこの時期にこういう返還金な

るものがあるような気がしていましたが、今年度はちょっと多いというふうに感じていましたので、こここのところの説明をもう一度お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お尋ねの1点目についてお答えいたします。

一般の公定価格の増加によって施設あるいは利用者の皆様に影響があるのかということでございます。まず、今般子ども・子育て支援新制度が始まりまして、この公定価格の中には処遇改善加算など、施設側にとりましては、子育て支援にかかわる部分で加算等がついておりまして、子育て対策の充実が図られるものと。こういった部分では不利益な改定ではないというぐあいに考えております。利用者の皆様にも別に利用料が上がるということではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

また、生活保護費の返還金につきまして、一般財源で払うのは非常に痛手だというご質問でありましたが、そもそもが昨年度、市が本来負担すべき一般財源の部分を今年度返還しているものでございまして、これは国が定めております負担割合に応じて返還するものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） わかりました。法人立保育園、幼稚園・認定こども園、具体的にどういうふうになるのか、なったのか。金額が非常に大きい。トータルで約1億9,000万円、約2億円。この2億円のお金をこのたび幼稚園、保育園、認定こども園に交付するというので、何がどういふふうに変わるのか、または今までことし、平成27年度4月から制度が変わっていろいろやってきましたが、それがどういふふうに変わって、そしてこのたび補正でこの2億円が交付されることで何がどうなるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 具体的にこの支援新制度によって何が変わるのかというお尋ねでございますが、従来もあっているわけなのですが、処遇改善に係る部分では、今まで子供20人に対して1人の保育士がいなければならない部分が15人に対して1人とかというように、施設側の対応がちょっと変わってくるというところはございます。それ以外にもいろいろとあるわけなのですが、例えば保育士の皆様に処遇改善が図られれば保育園の場合ですと、1人当たり年間約13万8,000円ほどの賃金アップが図られるなどというふうな改善があるというぐあいなことであります。いろいろとあるとは思いますが、今お知らせできるのは、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私も、この保育所費の補正が2億円ぐらいということで、かなり大きいので、お聞きしたいという部分でございました。大体わかりましたが、私のほうは処遇改善、これがどの程度実効性あるのかなというふうなことを大変疑問に思っております。そこで、そのところの実効性というのは市のほうとしてはしっかり確認できるものかどうか。私の今までの発想だと、今までいろいろ質問すると、それは県の管轄だから人事までは、そういう処遇のほうまでは触れられないとかという答弁がかなりあった記憶があるのですが、市のほうのホームページを見ると、「社会福祉法人の認可等の権限移譲について」ということで、これは「平成25年4月1日より青森県が行っていた法人の認可、指導監査等の下記の事務について、その権限がむつ市に移譲されました」、こういうふうにはホームページでむつ市が公表して

おりますものですから、これがどの程度こういう処遇改善というのがむつ市で、お金払ったけれども、その結果がどうなったかわからないというふうなことに今まで答弁あったのですが、この平成25年4月1日からどういう形でむつ市というのはそこら辺チェックというか、そういうのができるものなのかなというのをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お尋ねにお答えいたします。

処遇改善費の職員への支給についてどのように市が確認しているのかというお尋ねでありましたので、お答えさせていただきます。

処遇改善の確認につきましては、保育園、また幼稚園、認定こども園とも同じ手順となっております。

まず、処遇改善を行うに当たりましては、年度当初に各保育園、認定こども園等の各施設から賃金改善計画書を提出していただくこととなっております。職員の支給についての確認につきましては、国からの通達により、年度終了後に実績報告として職員賃金台帳の写し等を提出していただき、適正に実施されたか審査をすることとなっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そうしますと、今回こういうふうには補正で13万8,000円ほど年間アップされるというふうなことがあったのは、しっかりそれは後日確認ができると。法人の方も一生懸命やっているかと思いますが、中にはやはりその部分がしっかりと職員のほうに伝わっていないのではないかなというふうな声も市民の中からありますものですから、今回のこういうふうな補正があった場合でも、それから今後ともそれなりにきちんと市

のほうでは行って、やはり市から行ったお金は、行ってというか、しっかりその部分は処遇に反映されているというのはきちんと確認が、これからもずっとできるということでよろしいかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 再質疑にお答えいたします。

処遇改善費の確認につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、実績報告に添付されております挙証指導なども十分に吟味した上で適正に実施されているかを確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） それで、いろいろこの改正で、その財政報告というものは各法人が公表するようになるとか、そういうふうな通達も出ております。それで、私もむつ市のホームページ見たのですが、各施設ごとではなくて、その法人が例えば3つ保育園だとか老健施設だとか、そういうのを経営していると。全部の法人の全体の部分しかむつ市のホームページでは公表していないのですが、それだと私が見ても、そこの法人の人件費、施設の個別の人件費というのはちょっとわかりづらいというところもあるのですが、そこのところの公表の仕方というのも今後我々も見て、ここのところを、やっぱり毎年それは公表されるものですから、毎年何か人件費が削られているなというふうなことが逆にそうでないような形でしっかり人件費がきちんと確保されているなど、減らされていないというのが確認できるような形のホームページの作り方というのは市のほうとしては今後きちんとやってもらえるものかどうか、そこのところを確認させていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お答えいたします。

まず、ホームページのお話でございますが、なるだけそうなるように、現在もそうしているところではありますが、よりわかりやすい形で掲載してまいりたいと思いますし、ホームページをご利用できない方もございますので、そういった方々にはおいでいただければ、提出されました資料等は開示させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第156号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第156号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第156号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

◎日程第75～日程第77 議案質疑、委員会付託

◇議案第157号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第75 議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 8ページになるのですが、保険給付費の一般被保険者療養給付費がマイナス1億5,000万円ほどになっております。給付費ですから、やはり健康な方がふえているためにこういうふう給付費が減ったのかなというふうにはこれで考えるわけですが、そここの理由をお聞かせいただければなというふうに思います。

それと、こういうふうマイナスになったということで、よいことだなと私は前提でお聞きするのですが、ということで、むつ市がこの間いろいろ検診率向上だとかジェネリック医薬品への切りかえだとか、そういうふうな努力がそれなりに実った結果かなというふうにも思うのですが、そここのところはどうだったのかというのを現状をお聞きしたいなと。

それと、慢性疾患という方がおられると思うのですが、そここのところの対策というのは現状はどういうふうになっているのかなというふうに思います。もし特にやっていないのであれば、できればそういう方の対策の検討というのはできないのかなと。結局対策というのが、慢性疾患はあるのだけれども、いろんな仕事の関係だとか忙しいとかということで、通院を中断してしまっている。そういう方が、結局後々大きな病気になってしまうというふうな方が多いので、そういう方にきちんと通院を中断しないように促すとか、そういうふうな対策のことをございます。そういうのをやっているかどうかということの現状と、もしやっていなければ、そういうのは検討できないかなというのをお聞きしたいと思います。

○議長(浅利竹二郎) 民生部長。

○民生部長(柳谷孝志) お答えいたします。

一般被保険者療養給付費減額の理由につきましては、今年度の医療費の実績額が昨年同時期と比較し減となっていることから、減額することとしたものであります。

次に、検診率、ジェネリック医薬品切りかえの現状を聞くとのことお尋ねでございますが、特定健診受診率につきましては、本年8月時点で17.12%となっており、昨年同時期と比べて1.68ポイント上回っております。ジェネリック医薬品の数量ベースでの割合につきましては、本年10月時点で58.1%となっており、昨年同時期と比べますと、5.9ポイント上回っております。

次に、慢性疾患対策についてのご質問でございますが、糖尿病など慢性疾患の多くは生活習慣に起因して起こる病気でありまして、生活習慣の見直し、病気の早期発見、早期治療が肝要であると考えております。市といたしましては、生活習慣の見直し、病気の早期発見、早期治療に結びつけるため、国民健康保険の被保険者の方の特定健診を無料にしておりますほか、今年度からは特定健診受診率向上のため、電話勧奨にも取り組んでおります。

今後におきましては、特定健診の結果による医療機関への受診勧奨及び特定保健指導を通じ、生活習慣病等の重症化を予防してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(浅利竹二郎) 5番。

○5番(横垣成年) 最初のほうの1億5,000万円ほどの減額というのが、昨年度と比較した形で給付費が、その伸びが抑えられているので減額したというふうな理由ですが、これはそうすると、先ほど言ったように検診率だとかジェネリック医薬品への切りかえだとか、そういうむつ市の取り組

みが反映した形の減額、結局病院にかかる方がそれなりに少しずつ減っているという反映ではないと、特にそういう反映ではないというふうを考えてよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 給付費減額の理由、原因ということのお尋ねだと思いますが、そういう検診率の向上、ジェネリック医薬品への切りかえとかということも、当然その原因の一部をなすものと考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第157号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第157号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第158号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第76 議案第158号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第158号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第158号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第159号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第77 議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第159号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第159号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◎日程第78 報告に対する質疑

◇報告第36号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第78 報告第36号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第36号の質疑を終わります。

報告第36号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月16日は常任委員会のため、12月17日及び18日と21日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、明12月16日は常任委員会のため、12月17日及び18日と21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月19日及び20日は休日のため休会とし、12月22日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時09分 散会